

特定非営利活動法人 山梨メセナ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人山梨メセナ協会（以下協会）と称する。

(事務所)

第2条 この協会の事務所は、山梨県甲府市相生2丁目2番17号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、フィランソロピーの精神である「博愛、公益、自発、援助」の理念の基に、現在社会における芸術文化の重要性を認識し、山梨の芸術文化活性化のために意を同じくする人々及び企業と手を携えて、メセナの意味する「直接の見返りを期待しない崇高なる芸術文化への援助者」として、見識を持ちながら社会貢献活動を行っていくことを目的とする。

(活動の種類等)

第4条 協会は前条の目的を達成するため、芸術文化の振興を図る特定非営利活動について、次に掲げる事業を行う。

- (1) 創造的、意欲的な芸術活動を行う個人、団体に対する助成
- (2) 芸術活動を行う個人、団体の運営又は活動に関する連絡、協力、支援
- (3) 企業、地域等各方面で幅広く社会貢献活動が行われるための普及、協力、支援
- (4) 公共、公益団体等の行う文化事業への支援
- (5) 芸術活動に顕著な業績を残した個人、団体、法人に対する顕彰
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 協会の会員は、次の三種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した法人、団体、個人
- (2) 賛助会員 協会の事業に賛助するために入会した法人、団体、個人
- (3) 名誉会員 協会に対して功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入会手続)

第6条 正会員として入会するものは会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとする。

- 2 賛助会員及び名誉会員の入会については、理事会で別に定めるものとする。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める年会費を納入するものとする。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助年会費を納入するものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 正会員は、次の各号の1に該当する場合には、会員たる資格を失う。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき
- (2) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、協会の名誉を傷つけ、又は定款及び本会の目的、義務に反する行為を行ったときは、総会の議決を経て除名することができる。この場合、この会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の拠出金は返還しない。

第4章 役員及び事務局

(役員及び事務局)

第12条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- (3) 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- (4) 協会に事務局を置き、事務局員は会長が任命する。
- (5) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事の議決を経て会長が別に定める。

(役員職務)

第13条 理事は理事会を組織し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 2 会長は協会を総括し、協会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、協会の常務を執行する。
- 5 監事は、法第18条の職務を行う。

(役員選任)

第14条 理事、監事は正会員(団体においてはその代表)の中から総会の議決により選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は理事会の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含

まれ、又当該役員及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 4 理事及び監事は相互にこれを兼ねることはできない。

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 補欠または増員のため就任した役員の任期はそれぞれの前任者又は現認者の残任期間とする。
- 3 役員の任期が満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の退任、解任)

第16条 役員が正会員の資格を失ったときは退任する。

- 2 役員の解任については、第10条の規定を準用する。

(報酬等)

第17条 役員には、報酬を支給しない。ただし常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に決める。

第5章 総会

(種別及び開催)

第18条 この協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
 - (3) 監事から法第18条第4項に基づく召集があったとき。

(構成)

第19条 この協会の総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額

(8) その他、この協会の運営に関する重要事項

(召集及び議長)

第21条 総会は第18条第3項第3号の場合を除き会長が招集する。

- 2 第18条第3項第3号及び第2号の規定による請求があったときは、会長は50日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、少なくとも期日の5日前までに会議の日時、場所、審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 4 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数、議決)

第22条 総会は、協会を構成する正会員総数の過半数の出席をもって成立する。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決)

第23条 止むを得ない理由の為総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における、前条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第25条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第26条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第27条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第18条第3項第3号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第 28 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときはその日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 29 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第 30 条 理事会における議決事項は、第 28 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 31 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 止むを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び本条第 5 項の通知については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 5 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。議事録には、議長及びその他の理事 1 名以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 32 条 この協会の資産は、次の項目に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 33 条 この協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 34 条 この協会の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 35 条 この議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。但し、経常的な経費にあつては、総会の日まで前年の予算を基準として執行し、それによる収入支出

は、成立した予算の収入支出とする事ができる。

(特別会計)

第36条 事業執行上必要があるときは、総会の議決を経て、特別会計を設ける事ができる。

2 この会計を使用するときは、理事会の承認を得なければならない。

(予算の追加及び更生)

第37条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 この協会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第41条 この協会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所管庁の認証を得なければならない。

(解散)

第42条 この協会は、次に挙げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所管庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの協会が解散するときは、正会員総数の3分2以上の議決を得なければならない、

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所管庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第43条 この協会が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、類似する特定非営利活動法人、並びに地方公共団体、及び民法第34条の規定により設立された法人のうちのいずれかに譲渡するものとする。

(合併)

第44条 この協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所管庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この協会の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、協会の会報等に掲載して行う。

第10章 雑 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この協会の成立の日から施行する。
- 2 この協会の成立当初の役員任期は、第15条第1項の規定に係わらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 3 この協会の成立当初の事業計画及び収支予算は、第35条の規定に係わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この協会の成立当初の事業年度は、第39条の規定に係わらず、成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 5 この協会の成立当初の年会費は、第8条の規定に係わらず、次に挙げる額とする。
 - (1) 正会員[法人] 120,000円、[団体] 50,000円
[個人] 1口 10,000円 (口数制)
 - (2) 賛助会員 1口 120,000円 (口数制)

設立当初役員名簿

1 理事 高野孫左エ門

桜井 洋	上原 勇七	船木 上次
天野 森	岡島哲之助	三森 修
中丸 眞治	久保田 要	望月 操三
古屋 栄和	長沢 利久	望月 英雄
堀内 克一	名執 義高	山形 均

2 監事 雨宮 和臣 堀内光一郎 藤森 洋

: 一部改正 平成27年4月 17 日